

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の廃止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を廃止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日:令和5年3月22日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		廃止年月日
				名称	所在地	
第 245 号	西武ガス水道株式会社	市川市下貝塚2丁目34番8号	矢作 嘉子	西武ガス水道株式会社	市川市下貝塚2丁目34番8号	令和4年12月30日
第1565号	早川電熱	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1339番地56	早川 浩二	早川電熱	茨城県稲敷郡阿見町大字若栗1339番地56	令和4年12月31日
第1323号	浩栄住設	千葉市中央区今井町1493番地12	佐藤 浩史	浩栄住設	千葉市中央区今井町1493番地12	令和5年 1月 5日